シリーズ人権教育　第１３４回

同和問題



　日本社会の歴史の過程で、人為的に形づくられた身分制度により、一部の人々は、職業や住まい、結婚や交際を制限されるなどの差別を受けていました。

　明治４年に太政官布告（だじょうかんふこく）（解放令）により、制度上の身分差別はなくなりましたが、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、理不尽な差別を受ける人権侵害は続いています。

　これが同和問題です。

　国においては、同和対策審議会が設置され、昭和４０年に「同和対策に関する社会的及び経済的問題を解決するための基本的方策」について答申が出されました。

　この答申に基づき、昭和４４年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、国や地方公共団体は、対象地域の生活環境整備、産業・就労対策、差別意識解消のための教育・啓発活動に取り組んできました。

　その結果、生活環境面の改善などは一定の成果をあげることができましたが、同和地区関係者への差別意識は、現在でも全て解消された状況にあるとは言えません。

　例えば、就職や結婚に際して、（本人の能力や適性・特徴に全く関係のない）本籍地（出生地）や親の職業などの質問がされている現実があります。

　このことは、血筋や家柄にこだわる考え方が残っていることを裏付けています。

　また、インターネットの電子掲示板等に、同和地区の地名や差別的な内容が書き込まれたりもしています。

　同和問題が解決しない大きな要因として挙げられているのが、「予断」と「偏見」です。

　予断とは、自分で勝手にこうだと決めてしまうことです。偏見とは、十分な証拠や科学的な根拠もなく、かたよった見方、考え方をすることです。

　出身地域や、居住地域によって、人が人を差別する理由はどこにもありません。

　同和問題解決のために、国や地方公共団体、企業や民間団体など、それぞれに取組を行っていますが、私たち一人一人が、同和問題について正しく理解し、予断や偏見、世間体などにしばられない強い気持ちを持たなければなりません。



︻参考資料︼㈶人権教育啓発センターパンフレット

※太政官布告…明治時代初期の法令形式